

在郷軍人会の地域社会における確立過程について 若松支部資料を事例として

猪巻 恵

Abstract

As for this research, it is analyzing the trend of the local veterans' association and the young men in Fukushima Prefecture Aizu area in the early stages of the Taisho Era.

The local veterans' association is the organization which was established after the Russo-Japanese War.

Then, it was the one which trains a young men in the local community.

The fact that the education was insufficient in the members in Aizu area after analyzing based on the local veterans' association material in Aizu area.

In the future, to study mainly the monograph of the legionnaire is a problem.

キーワード……在郷軍人会 『会報』 地域社会

はじめに

本稿では、大正初期の兵役義務を担う地域青年層と在郷軍人の実態を地域支部の資料（帝国在郷軍人会若松支部『会報』）を通じて検討し、これに地域レヴエルでの在郷軍人会がどのように対応し、その指導を浸透させていったかを検証するものである。これを基に大正初期における地域社会変容の一端について考察することを目的とする。

一 在郷軍人会組織と地域社会

（一）地域社会における在郷軍人会成立の前提

一九一〇年（明治四三）陸軍省の指導下に帝国在郷軍人会が設立された。その目的は日露戦争の経験から、戦時に動員される在郷軍人の質的維持と「良民良兵」思想を背理とした国民の「教化」を目的としていた。また同年発せられた「在郷軍人への勅語」では、在郷軍人に「軍事能力の増進」と「忠良の臣民」たるべきことが強調されている。そして現役兵として動員兵力の主力を負う若年層男子に対して、軍事化の促進と浸透を、その使命のひとつとしていた。

地域社会における在郷軍人会の活動を論じる前提となる、連隊が設置されるまでの流れについての概要は以下の通りである。

福島県会津地域の中心地若松市は、一八九六年（明治二九）兵

管建設の請願書を大山巖陸相に提出する。連隊設置運動は同地域が藩政期以来の「尚武」の地であること、また日本海側への軍事拠点としての重要性を根拠として運動をすすめた。第二師団管下にあつた同地域は連年、各連隊が会津地域で演習を行つていたといふ実績もあり、一九〇六年（明治三九）、再び若松市会において兵営設置請願決議がなされる。そして翌一九〇七年（明治四〇）、佐治幸平ら地元選出議員等の陸軍への働きかけにより若松への連隊設置が決定された。これら会津地域における連隊誘致運動の展開は、地域への経済的波及効果を期待してのことであつた。そして一九〇八年（明治四一）日露戦争により増設された仙台の歩兵六十五連隊が若松市への入営を完了した。同時に会津地域における在郷軍人会の活動が顕在化していったと考えられる。

(一) 在郷軍人会組織の形態

在郷軍人会組織は、上意下達の命令系統を有していた。中央の本部を頂点として各地域連隊ごとに支部が設けられ、その下に都市単位で組織される連合分会、大字単位での分会が設置されていた。これらに在郷軍人団体の指導監督にあたるのが地域に駐屯する各師団・連隊であつた。

在郷軍人会若松支部における担当地域は、福島県下の会津地域及び中通り地域を管下としていた。これは若松に連隊区司令部を置いた第六十五連隊に重なるものである。

一九一三年（大正二）時の在郷軍人会若松支部における会員実

表1:第六十五連隊管区の郡市別会員数と財産等(1913)

	正会員数	名誉会員数	特別会員数	分会収入	不動産その他
若松市	625			87	
北会津郡	899	2	31	1,181	
耶麻郡	3,619		42	3,004	杉4500本、山林0.2517a
河沼郡	1,203		139	2,908	軍銃54丁
大沼郡	1,212		94	2,372	原野0.1a畑0.1a山林0.17a
南会津郡	923		14	551	
岩瀬郡	1,243		75	734	
西白河郡	1,167		54	837	
東白川郡	1,058	3	122	2,067	射撃場1
石川郡	955	1	16	1,195	軍銃37丁、造林0.5a、山林0.17a、種馬1
田村郡	3,031	8	108	2,738	畑0.17a、桑木1000本
安積郡	1,453		74	1,213	桑園0.17a、軍銃16丁
安達郡	2,960	9	100	1,551	
合計	20,348	26	869	20,438	

帝国在郷軍人会会津若松支部『会報』第1号P5-6を基に作成

勢は、正会員・名誉会員・特別会員あわせて約二万人に達していた²⁾。

若松支部における幹部役員は陸軍歩兵中佐の福田彦助以下、将校以上の軍人から構成されている。名誉会員は直接若松支部の指導監督にあたる第六十五連隊長以下連隊幹部と、直属の上級部隊である第三旅団長、第二師団参謀長そして若松衛戍病院長が推挙されている。また、特別会員の多くは福島県知事以下の県幹部と各都市長から構成されている。郡及び市単位での連合分会では在郷将校及び下士官出身者が幹部を占めていた。末端に位置する町村の分会では下士官以上の在郷軍人がいない場合、上等兵・一等兵経験者などの兵クラスが分会長をとめていることが多い。

二 大正初期の地域における在郷軍人会の活動について

大正初期における在郷軍人会の活動として簡閲点呼を手がかりとして、町村分会レヴェルでの在郷軍人の動向と実態について見てみたい。

在郷軍人には予備・後備役該当者の義務としての簡閲点呼が存在した。これは陸海軍に属する予備・後備役に属する軍人を召集して、点検・査閲を行うことであり、法的には兵役法により規定されるものであった。これに関係する在郷軍人会若松支部の資料から在郷軍人一般における状況について分析したい。

在郷軍人会若松支部は各分会に対して、簡閲点呼二際シ分会ノ

表2: 在郷軍人会若松支部役員・名誉会員・特別会員(1914)

支部役員				名誉会員			特別会員	
役職	兵科	官位	氏名	職名	官位	氏名	職名	氏名
支部長	歩兵	中佐	福田彦助	歩兵第三旅団長	少将	五十嵐弘太郎	福島県知事	太田政弘
支部副長	軍医	二等軍医正	佐瀬恒寿	第二師団参謀	大佐	野沢悌吾	福島県内務部長	財部実秀
支部理事	歩兵	大尉	水島颯	第六十五連隊長	大佐	山内正生	福島県警察部長	安達宅次
支部理事	歩兵	中尉	林清五	第六十五連隊附	中佐	松田直三郎	福島県理事官	更級熊彦
支部理事	歩兵	中尉	田巻忠佐	第六十五連隊附	中佐	稲垣清	福島県理事官	真船民伊
支部監事	砲兵	少尉	弓田為	第六十五連隊附	少佐	倉橋泰量	福島県理事官	加藤逸次
支部評議委員	工兵	少尉	千葉悌三郎	第六十五連隊大隊長	少佐	芳野二郎	福島県理事官	遠藤不二彦
支部評議委員	大尉	大尉	山口左司馬	第六十五連隊大隊長	少佐	土方清	福島県警視	常賀松之助
支部評議委員	歩兵	一等軍医	八田宗吉	第六十五連隊大隊長	少佐	井上璞	若松市長	秋山清八
支部評議委員	軍医	一等軍医	細堀禎次郎	第二師団副官	少佐	中田政信	北会津郡長	松本時正
支部評議委員	歩兵	中尉	渡辺貞次	若松衛戍病院長	三等軍医正	宮崎武治	耶麻郡長	酒井富三郎
支部評議委員	歩兵	中尉	佐治俊一				河沼郡長	水野寅三郎
支部評議委員	歩兵	中尉	白井栄				大沼郡長	平田富資
支部評議委員	歩兵	中尉	星野伝造				南会津郡長	橋本武敏
支部評議委員	歩兵	中尉	長峰丹治				岩瀬郡長	橋本藤太
支部評議委員	歩兵	中尉	山浦八弥				西白河郡長	丸野実行
支部評議委員	歩兵	少尉	渡部芳蔵				東白川郡長	原田一忠
支部評議委員	歩兵	少尉	山口弥五右衛門				石川郡長	芳野勝
							田村郡長	石部豊
							安積郡長	小田原勇角
							安達郡長	佐瀬剛

帝国在郷軍人会若松支部『会報』大正三年度各号より作成

採ルベキ処置」⁽³⁾として各分会に以下のような通達を行っている。多くは簡閲点呼の準備について、会員の集合や時刻の厳守といった事項である。また参会者の服装及び徽章等の着用についての規定が細部にわたって指示されている。点呼に際して出席する在郷軍人は、出頭時の服装規定として「陸海軍准士官以上八通常礼装又下士以下二在テ八質素ニシテ適当ノ礼意ヲ表スル服装」⁽⁴⁾とされ、それ以外の服装では「華美ヲ避ケ職分相当」としていた。「勲章徽章ノ佩用」として、在郷軍人会徽章を着用することを義務づけていた。これは在郷軍人会の『会報』においても、繰り返し強調されている。

簡閲点呼の会場は「点呼場所所在ノ市町村長」が準備するものとされ、小学校等が会場に充てられることが多かったようである。また、「官民有力者」との連携について「学校職員地方官公吏神官僧侶其ノ他分会特別会員」の点呼場への臨席は、地方の有力者に対し「軍隊教育ノ実見」と「会員ヲシテ益々ノ自重心」を喚起させる機会であると位置づけている。

簡閲点呼の当日には、会場に町村分会ごとに整列し、分会旗を先頭に分会長以下階級順に整列した。兵種では歩兵・騎兵・砲兵・工兵・輜重・経理部・衛生部、次いで砲兵輸卒・輜重輸卒が位置した。

簡閲点呼は、地域社会における各有力者の参列があり、一般の参観者の入場も認められていた。簡閲点呼は地域社会に対して軍部及び在郷軍人会の威信を示す機会のひとつでもあったのである。

各会員に対する在郷軍人会有する威信の浸透度合いを示すバロメーターとして、簡閲点呼時における在郷軍人出頭者の服装について見てみたい。項目として「軍服着用」、「軍服（和服）以外の礼服」、「紋付・羽織袴」、「礼服外の洋服」、「紋付・羽織のみ」、「紋無し」の羽織袴着用、「紋無し」の羽織のみ着用、「袴のみ」、「羽織・袴着用無し」に分類されている。簡閲点呼参加者の総数は一三六〇一名である。

各項目について見てみると、軍服の着用は准士官以上とされているが、点呼参加者中、軍服着用は五五三名と全体の四％に過ぎない。比較して多数を占めるのは紋付羽織袴着用者の一〇九六五名であり、全体の八一％を占める。無紋の羽織袴着用者の一一五六名（全体の八％）を合計すると全体の九〇％がこれら和装礼服の着用者であったことがわかる。簡閲点呼時の和装の着用は「礼意ヲ表スル服装」の規定からも許容されているが、参加時の着用を義務づけられていた在郷軍人会の徽章の佩用については、どのような状況であったか見てみたい。「簡閲点呼執行時における調査」によれば、一九一五年次の簡閲点呼参加者中、半数を上回る在郷軍人が徽章の不着用者であった。北会津郡下の各町村の徽章非着用者は四六三名で非着用者が多数であった。北会津郡内でも格差があり、若松市に隣接する一箕、町北、高野などの町村では徽章非着用者は皆無であり、逆に大戸、湊、神指、川南など農村部に属する町村では徽章非着用者が多い傾向が見られる。また、在郷軍人分会への非入会者は北会津郡では門田村の四名、川南村

表 3: 各都市別簡閲点呼時の服装調査（1914）

都市\年度	軍服着用	洋装礼服	紋付羽織袴	礼服外洋服	紋付羽織のみ	無紋羽織袴	無紋羽織のみ	袴のみ	その他
若松市	8	1	366	22	0	138	3	27	2
北会津郡	10	2	600	3	1	4	47	5	1
耶麻郡	21	1	1,224	12	2	117	130	19	1
河沼郡	28	2	770	4	1	25	78	10	2
大沼郡	36	2	688	8	0	10	76	3	1
南会津郡	125	0	491	2	0	3	34	1	0
岩瀬郡	20	1	691	6	10	123	43	5	1
西白河郡	26	3	751	20	5	237	27	2	2
東白川郡	43	0	737	3	3	55	18	0	0
石川郡	33	7	579	1	5	131	2	2	2
田村郡	115	5	1,657	10	8	35	80	4	2
安積郡	26	4	849	9	3	82	132	2	2
安達郡	62	1	1,560	14	7	196	9	4	0
計（名）	553	29	10,963	114	45	1,156	679	84	16

帝国在郷軍人会若松支部『会報』大正三年各号より作成

の二名存在している。「諸動作不良」の項目でも会員数の約五〇％を占める。これは簡閲点呼時における行動についてと思われるが、その詳細については不明である。これらの統計は各分会ごとと実施されたものと思われるが、北会津郡東山村のように大雑把な報告もあるが、町村ごとの各分会の特徴を見ることができ、これらの資料からは在郷軍人会の指導下は若松市のような都市部では不徹底な状況が地域ごとに見られた。

在郷軍人会の機関誌である『戦友』の代金未払いについて、若松支部は『会報』上で未払いの分会名を掲載している。『戦友』は義務購読とされており、その購読費用は集金郵便で徴収していた。別表は若松支部管内町村各分会の購読費用未払いの一覧である。未払い分会が最多は耶麻郡の八町村で、三円以上の未払いが三分会ある。安積郡内は六町村で三円以上が三分会であった。未払い金額が最も少ないのは南会津郡で、未払い金額も一・五三円であった。

三 徴兵検査及び地域壮丁の実状について

徴兵される若者は壮丁と呼称され、陸軍を中心に現役兵士と位置づけられ、また将来の在郷軍人会活動の担い手であった。彼ら壮丁の動向は軍部及び在郷軍人会にとり重要な問題であった。また徴兵事務の一部を在郷軍人会が分担していた。大正初期における六十五連隊管区の被徴兵者の実状と若松支部幹部レヴェルで

のように把握されていたのかについて検証してみよう。

六十五連隊管区の徴兵検査（一九一四年）についての論説として、在郷軍人会支若松部長である福田中佐による「徴兵検査所所感ノ一斑」⁵⁾が掲載されている。福田は被徴兵者である連隊管区壮丁の特質について以下のように分析を行っている。

「一、壮丁ノ体格」では若松連隊区における壮丁の身長に比して体重が減少し、「体質蒲柳」としている。これに対して壮丁の戦時動員兵力の素質として「戦慄ヲ感ズ」としている。別表は一九一二年から一九一四年までの壮丁の身長及び体重について示したものである。福田中佐の分析したように徴減であるが身長低下と体重減が見られる。全体として会津地域都市出身者の体格が良好であり、中でも南会津郡出身者が高位を占めている。また、中通り地域の各郡出身者の体格は会津に比較して相対的に低い。しかし、これら身長低下等の要因については、福田分析での言及はない。

「二、壮丁ノ学力」では尋常小学校卒業者が甲種合格の最多を占めており、中学卒業者では乙種、高等学校卒業者では丙種が「通常ノ如シ」と報告している。そして「無学者」及び「稍々読算シ得ル者」中の合格者は丙種が最高であるとしている。

「三、合格者ト貧富等級」の項では、農村部と都市部の出身者を比較として、「兵役義務ノ負担力農村ニ重ク市街部ニ軽キ」としている。そして農村出身の壮丁の「体格」は資産状況と比例し、都市出身者では逆に反比例することを述べ、兵役義務の都鄙間格

表4:各都市における壮丁の身長体重の平均(1912-1914)

都市\年度	(cm)			(kg)		
	1912年	1913年	1914年	1912年	1913年	1914年
若松市	159.3	158.4	157.5	51.5	50.9	50.9
北会津郡	157.8	158.1	159	53.7	53.6	52.6
耶麻郡	158.4	157.1	158.4	52.3	52.2	52.6
河沼郡	158.7	158.4	158.7	53.5	52.8	53.2
大沼郡	158.7	158.1	157.5	54.2	52.8	52.6
南会津郡	158.4	159.9	159	54	53.5	55.1
岩瀬郡	158.1	157.8	157.2	52.3	51.9	52.9
西白河郡	157.5	156.9	156.9	52.5	52.7	52.7
東白川郡	157.8	156.9	156.9	52.7	53	51.7
石川郡	157.5	157.2	156.9	52.5	52.4	52.6
田村郡	157.5	157.5	156.9	52.8	53.1	52.7
安積郡	157.5	157.2	158.1	52.4	53.1	52.7
安達郡	157.2	156.9	157.2	52.6	53.2	52.8
平均	158.03	157.72	157.71	52.846	52.708	52.7

帝国在郷軍人会若松支部『会報』明治四四年～大正三年各号より作成

差について述べている。

「四、受験壮丁思潮ノ一般」として、徴兵検査に対しての忌避的行為については減少を見ているが、中学校卒業者以上の教育程度の比較的高い受験者ほど「服役ヲ欲セザルノ」風が強いとしている。また農村出身者の受験者の多くは「素質良好」としている。

しかし、農村出身者の「一般的須要ナル常識」については低度であるとしており、これらの教育に関して地域社会における青年会活動を通しての「感化」が不十分であると評している。

衛生思想の知識について「蒙昧」であるとし、そして受験壮丁中の花柳病（性病）・トラホーム罹患者の減少が見られず、また、花柳病罹患者に占める職業の割合において神職及び僧侶からの受験者に占める割合が「比較的多数」であると報告している。

「五、徴集成績ト在郷軍人会」では一頂から四頂までを総括して、「我国ノ軍隊ガ欧州強国軍ト対峙」するに際し、在郷軍人会の取るべき壮丁への感化活動として、青年ノ体力増進ヲ講スルコト、「青年ノ娯楽趣味ヲ尚武的遊戯ニ指向セシムコト」、「現役志願者及陸海軍出身希望者ヲ奨励スルコト」、「在郷軍人会ノ活動範囲ヲ逐次拡充スルコト」以上四点をあげている。

「六、結論」として、徴兵検査における受験壮丁の「素質比年低下」の原因として次のような分析結果を示している。受験壮丁の大半が「貧富等級ニ於テ中等以下」の階層に属しており、また、学力は「尋常小学校若クハ其以下」の学歴に止まるとしている。

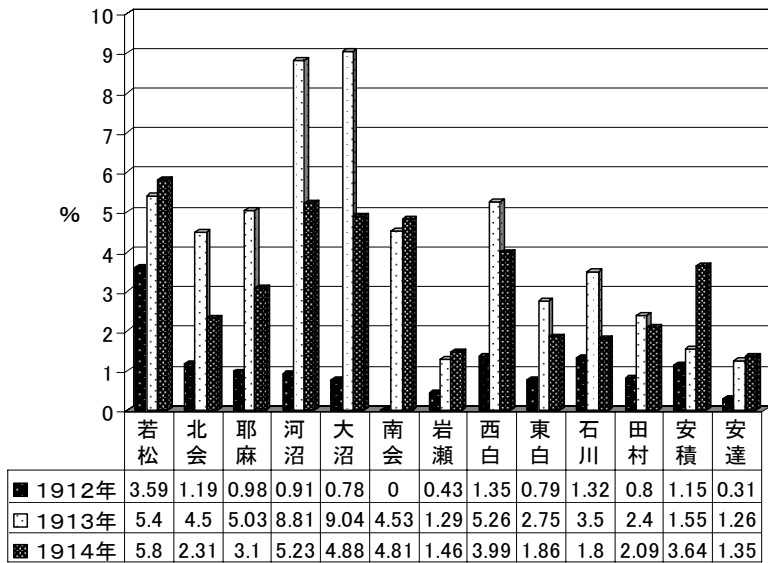
その多くは農村部出身者によって占められており、彼らをして「軍

隊八拾モ下層民族ノ集團」といっても過言ではないと論じている。これについての福田中佐の論拠となっているのは別表である。徴兵検査の甲乙丙丁別の合格者を「貧富程度」として上中下に分類している。

六十五連隊管下の壮丁中生活程度「上」に属する者の総計は一六・一三%で、「中」の三五・五九%、「下」は四八・二三%約半数近くを占める。現役兵として直接の徴兵対象者となる甲種合格者に占める割合も「上」四・六七%、「中」一〇・〇六%、「下」一三・七七という結果であった。

一方で軍隊生活を経て兵役義務を終えようとする兵士達の状況はどのようなものだったのであろうか。多額の金銭保持者と土産物の購入状況として、第二師団所属の第六十五、第二十九、第四、第三十二の各連隊では各種調査を行っている。（図）除隊時に取り寄せられた所持金の総額は第四連隊（仙台）が二七八二円と最多であり、第六十五連隊（若松）は一八二五円と、これに次いでいる。多額所持金の保有者についても同様の傾向が見られる。除隊時における土産物の購入額は、第三十二連隊（山形）の一四三五円に第六十五連隊の一二八九円が多く、仙台に根拠を置く第四、第二十九連隊は二二三〇円台に止まる。土産物の内訳は除隊を記念しての木杯や手拭いが大半で、一部に婦人用品、石鹸などの雑貨も含まれている。第六十五連隊の消費額が最も多いのは被服調製額の二七三七円で、帽子・襦袢・下駄等の購入に充てられていた。これら多額の所持金保有者に対して、「在隊間酒色ニ浪費シ

図1：65連隊管区壮丁徴兵検査時花柳病罹患率（1912-14）



帝国在郷軍人会若松支部『会報』明治四四年～大正三年各号より作成

金銭ヲ浪費シ数度ノ訓戒モ充分ナラザル」としており、土産物・被服調製については「土産物其他ノ他ニ費消スル金額頗ル多額」、「除隊者ノ服装今尚華美ニ流ル」と除隊者の傾向について批判している。

在郷軍人会若松支部長福田中佐は、このような状況への対応として、次のような方策を述べるに止まっている。日露戦争時による大量の兵士動員によって多数の「既教育兵」が存在しているはずであり、その中には地域社会における資産家・名望家も多数存在するはずである。それらの名望家層に対し、戦時中に醸成された「軍人的緝睦ニ情念」に依るべきであるとしている。

四 地域社会における在郷軍人会の対応

前章における統計からは、地域社会での徴兵対象者である青年層や一般在郷軍人の動向は、在郷軍人会の志向する方向性とは異なる状況を示していた。これに対して在郷軍人会支部レベルでの活動はどのように対応していったのであろうか。本章では地域社会における在郷軍人会の微視的活動からの検討をおこなう。

(一) 在郷軍人会若松支部『会報』

在郷軍人会による冊子である『会報』の有する性格について分析したい。在郷軍人会は同会機関誌として雑誌『戦友』を発行していた。『会報』は、『戦友』とその性格及び機能を異にするもの

であった。同誌は在郷軍人会若松支部により編集され、大正期に発行されている発刊第一号から御即位記念号の通算十五号においては、その壮丁等に多少の変更が加えられている。

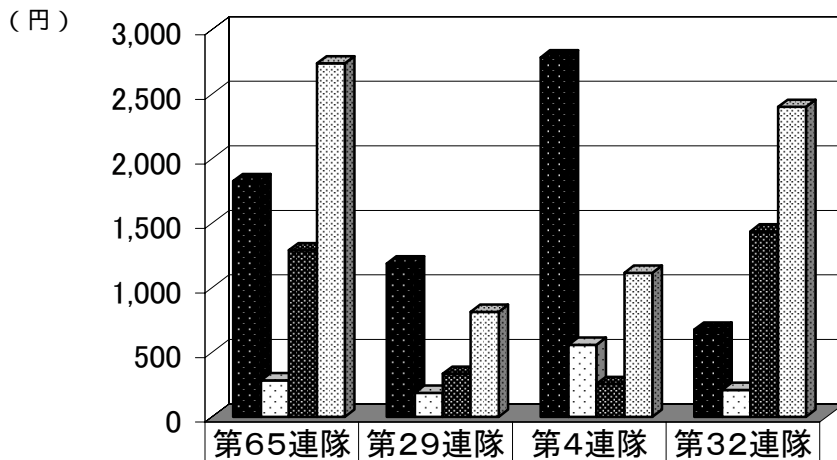
『会報』における内容は大別すると、「諸達通牒」「支部通牒」「記事」「付録」の四つの大きな項目からなっている。その「会報発行の主旨」には、目的として同支部と管下の分会との連絡を密にする旨を第一としており、同会機関誌『戦友』の代用物ではないこと、支部から本部に報告すべき諸調査について各分会の回答を速やかにすべきこと、本紙は管内の各分会と関係官衙・軍隊に限定して配布することを明示している。

また注意として、「本会報中諸達通牒欄内本部通牒支部通牒は分会に対し当部より通牒を発する代りなれば必ず精読し会員に通達すべきことは勿論調査回答を要する事項は機を失せず夫々処理せらるゝ様充分注意ありたし」と分会幹部を通じて通達等を各会員に周知せしめ、支部から依頼の各調査を実施・回答をおこなっていた。『会報』は非売品でもあり、読者も在郷将校及び分会幹部以上を対象者にしたものであった。

体裁としては、最初に天皇による「勅語」「御沙汰書」の掲載があり、以下、在郷軍人会総裁及び会長の「令示」、陸海軍大臣の「訓示」、第二師団長の「訓示」が続き、これら定型の訓示等は在郷軍人会支部『会報』において共通の記事であると推察できる。

各支部の特色は以下の「書達通牒」以下に見ることができ、その多くは事務連絡的連絡及び同会機関誌の『戦友』の購読費用

図2: 第2師団管下各連隊除隊時諸調査



■ 除隊時取寄金額	1,825	1,187	2,782	675
□ 多額所持者数	282	185	557	207
■ 土産購入額	1,289	333	253	1,435
■ 被服調製額	2,737	813	1,114	2,400

帝国在郷軍人会若松支部『会報』大正四年各号より作成

未払いに対する督促、町村各分会の予算決算の執行や資産の管理についての手続きについて書かれたものが多い。そして各分会における功労者（多くは特別会員としての各町村長の推薦、金品等の寄付者）に対する表彰記事を掲載している。これらの記事は在郷軍人会各支部への諸連絡と啓蒙を促す内容が多い。

（二）在郷軍人会の地域的活動について

「管内分会の消息」では、若松支部管内における管区内各町村の分会から寄せられた記事等が掲載されている。その内容は以下のように具体的な報告事項からなっている。それらの記事については次のように大別される。

（A）葬儀及び儀礼

分会会員及び現役兵の葬儀等は、町村各分会における重要な儀礼のひとつであった。以下は第一次大戦下、山東半島の独海軍封鎖戦に際して戦死した海軍軍人の葬儀についての記事である。

西白河郡川崎村⁸⁾

客年十月十八日清国大公島付近ニ於テ高千穂艦ト共二名譽ノ戦死ヲ遂ゲタル海軍二等機関兵久保木為丸氏ノ葬儀ヲ去ル四月十一日同村常願寺ニ於テ執行セリ当日分会八式場ノ設備其他二応援スル等尚弔慰金並ニ弔旗ヲ贈呈シ会旗樹立ノ下ニ一般会葬者焼香拝礼シ静肅ニ散会セリ

大沼郡赤沢村分会⁹⁾の記事では、同会所属会員の死亡について、「本人八赤貧ニシテ常ニ二会台等ニモ欠席シ会費等モ未納多ク分会

ニ対スル義務ノ励行不十分ナリシモ分会コレヲ厚ク遇シ」と会費未納者であつた会員に対して、その葬儀を執り行った旨を報告している。その結果として「親戚八申スニ及ハス地方人会員大ニ感動」したと報告している。

（B）共同作業

村落内における道普請や堰堤の土木工事・維持管理は、近世以来の若者組や若連中¹⁰⁾といわれる若者集団を継承した青年会・青年団が担当してきた。村落内年齢集団における階梯は、福島県域でも地域により異なるが子供組・青年会・中堅会・戸主会といったものが一般的な形態である。これに在郷軍人会が加わることにより青年会と中堅会の間位置を占めるようになった¹¹⁾。その中で村落内の共同作業といった地域内における民俗的な慣行等の延長上で、ある程度、在郷軍人会の活動も理解されていたと考えられる。また、他にも各分会保有財産である田畑や山林等の維持管理に関する記述も見られる。

河沼郡若宮村¹²⁾

六月十二日道路開削ニ従事セリ其景況左ノ如シ

- 一、実施日数 一日間
- 二、従事人員五十三名（総員六十六名）
- 三、従事セシ間数 巾九尺長二十五間
- 四、当日一人ノ賃金八錢ニシテ内半額八基本金ニ組入ル
- 五、当日八雨天二拘ハラス多数ノ出場ヲ見最モ快活ニ従事シ修了記念トシテ全景ヲ撮影ス

（C）扶助活動

各分会における町村レヴェルでの活動としては、会員中の生活困窮者等への扶助があげられる。「大沼郡大章村分会」¹³の消息では、現役兵として入営中の家族に対して「同村分会第一班八休日ヲ利用シ労働ヲナシ」と同家族の農作業を代行しており、また遺族・寡婦への表彰、忠魂碑、記念木の植樹など微視的な働きかけによつていた。このような地域における在郷軍人会分会活動の例は、以下のようなものが多い。

田村郡谷田川分会¹⁴

会員力丸助吉疾病ノ為家計貧困ニシテ医薬ノ資ニ窮セルヲ以テ十一月六日会員各自ヨリ醸出シ金五圓ヲ見舞金トシテ贈リ之ヲ慰藉セリ

（D）壮丁教育について

徴兵検査合格者に対する予備教育も町村分会において実施されていた。「北会津郡荒井村」では、同分会所属の在郷軍人を教官として八月十六日から二十五日までの間に、「入営ノ心得」「軍紀風紀及服従」をはじめとして、「各兵科ノ性能、兵語」に到る、壮丁を対象とした教育が実施されていた。このような予備教育の一環として簡閲点呼における予行演習を実施する分会の例も見られる。

まとめにかえて

在郷軍人会の成立過程については佐々木隆爾による研究¹⁵。ま

た、地域社会と在郷軍人会について論じたものとして芳井研一の研究¹⁶があげられる。芳井は在郷軍人会が地域社会に定着した理由として、地方行政機構との連携。地域社会団体として地域社会のめざす方向が一致した。「忠孝一致」「愛国心」の鼓吹、の三点を指摘している。在郷軍人会設立の背景には、「良民良兵」の観点に基づく、国民の啓蒙及び軍事化を目的としていた。これらの大きな目的は、日露戦の経験に基づく戦時動員兵力として予備役等の在郷軍人を組織化することであり、そして国民統合のための「装置」としての機能を意図するものであった。

本稿では、在郷軍人会支部による『会報』を視座として、各町村の在郷軍人分会及び地域の徴兵受験者・壮丁の实情について、その一端について分析を行った。大正初期における第六十五連隊管下においては、在郷軍人・壮丁の戦時における資質と、その状況は資料が示すように軍部及び在郷軍人会首脳の望む水準には達していなかった。これに対して在郷軍人会若松支部における対応は、「摺斐ノ情」といった観念的なものに止まるものであった。

在郷軍人会の末端である各分会での実際の活動は、昭和期以降に見られるような国家主義的イデオロギー要求を前面に出したものでなく、地域社会における共同作業や扶助活動などが中心をなしており、その活動は地域的慣行との同一線上に理解されていたと考えられる。農村部を中心とした地域社会において徴兵は、「一人前」の男子としての通過儀礼的な期間と認識されていたと同時に、兵営内における私的制裁や失職・各種差別などのため嫌

悪すべき事象でもあった。このような相克的状況において、在郷軍人会は、地域社会において大字を単位とした微視的レベルでの軍事化を促進する存在であったのである。

今後の課題として、地域社会における在郷軍人会を重層的に把握するために、被徴兵者を含む在郷軍人の手記などを中心としたモノグラフ的資料等の検証が必要であると考ええる。

^注^

- (1) 会津若松市史編纂委員会編『会津若松議事史 記述編』(会津若松市一九九八)三八九～三九〇頁。
- (2) 正会員は将校以下、下士卒。名誉会員は管区の将官・部隊指揮官等。特別会員は県知事・郡長・町村長が推薦を受けた。
- (3) 帝国在郷軍人会若松支部編『会報』第五号(一九一五)一三頁。
- (4) 帝国在郷軍人会若松支部編『会報』第六号(一九一五)二六頁。
- (5) 帝国在郷軍人会若松支部編『徴兵検査所感ノ一班』『会報』第五号(一九一五)三～八頁。
- (6) 帝国在郷軍人会若松支部編『徴兵検査所感ノ一班』『会報』第五号(一九一五)
- (7) 『会報』(帝国在郷軍人会若松支部一九一五)
- (8) 帝国在郷軍人会若松支部編『会報』第五号(一九一五)三三頁。
- (9) 帝国在郷軍人会若松支部編『大沼郡赤沢村分会臨時報告十一件中抜粹』『会報』第九号(一九一五)三六頁。

(10) 岩田重則『ムラの若者・くにの若者』一九九六(未来社)九～三頁。

(11) 猪巻「日露戦争前後における青年会活動について」、『福島県立博物館紀要』第十六号、二〇〇二。

(12) 帝国在郷軍人会若松支部編『会報』第六号(一九一五)三五頁。

(13) 帝国在郷軍人会若松支部編『会報』第十二号(一九一七)一七頁。

(14) 帝国在郷軍人会若松支部編『会報』第十二号(一九一七)二三頁。

(15) 佐々木隆爾「日本軍国主義の社会的基盤の形成」、『日本史研究』(第六八号、一九六三)。

(16) 芳井研一「在郷軍人会の成立と地域社会 新潟県下の動向を通して」、『新潟史学』第一九号、一九八六。

主指導教員(芳井研一教授)、副指導教員(矢田俊文教授・藤井隆至教授)